



主要産別 春闘方針

春の訪れとともに、春闘交渉が大詰めを迎える時期。イントレコウクでは、2月号で連合、UAゼンセン、サービス連合の方針インタビューを掲載した。今月号では、自動車総連、電機連合、JAM、基幹労連の4つの主要産別の方針について、基本方針、基本課題などと、具体的要求として「賃金」と「非正規労働者」に関する取組みを中心に要点をまとめた。

自動車総連

(1) 基本課題

組合員の生活を守るとともに、これまで積み上げてきた努力と成果の適正配分をしっかりと求めていく。デフレから脱却し、日本経済の再生と持続的な成長を確実なものとしていくためにも、物価上昇等による家計への影響を補うことで実質生活を維持し、内需主導の経済へ転換させ、経済成長による配分を幅広い層に向けていくことが必要。経済を担う一員として労働組合としての役割を産別・労連・単組それぞれに主体的に果たしていかなければならない。

(2) 具体的要求

① 賃金

産別としては具体的な賃上げ額を明示しないが、業種別ではメーカー(完成車)を除く車体・部品、販売、輸送の各業種が「基本給の1%以上」を要求する。企業内最低賃金として基本給15万6000円以上(18歳)。年間一時金は5カ月を基準とし、最低でも昨年の獲得実績以上を求める。

日本経済や自動車産業の状況及び組合員の日々の取り組み、組合員の生活実態等を踏まえ、現行の賃金水準の下支えを図るべく、賃金カーブ維持分の確保を至上命題とし徹底して取り組む。これに加え、格差・体系是正など賃金課題の解決に向けて主体的に賃金改善に取り組む。賃金水準の下支え・賃金改善を図るため、賃金の根元からの高さでもある「絶対額」を重視した明確な根拠に基づく取り組みを推進し「個別賃金」による要求構築に積極的に取り組む。さらに、下支えの観点から企業内最低賃金協定および年齢別最低保障賃金協定の締結の前進を図る。特に、企業内最低賃金協定については、全単組での締結に向け引き続き取り組みを強化し着実な前進を図る。

② 非正規労働者に関する取り組み

組織化した非正規労働者はもちろん、未組織の非正規労働者も含め、同じ職場で働く仲間の意欲・活力の向上、職場力強化につなげていくためにも、福利厚生を含む労働条件面での待遇格差の改善、企業内最低賃金協定の締結、正社員登用の促進、教育・研修体制の充実など、各単組の実態をふまえた取り組みを行う。特に組織化された非正規労働者については、正規組合員に準じた取り組みを進める。



自動車総連の第81回中央委員会

電機連合

1. 基本方針

「生活不安」「雇用不安」「将来不安」の「3つの不安」の払しょくを目指し、労使の主体的な取り組みにより、デフレ脱却を確実なものとする。「人への投資」により社会的役割を果たし、電機産業の持続的発展につながる「好循環」を生み出すことを目指す。電機産業で働くすべての労働者への社会的波及効果につながる賃金・労働条件の改善を実現する。

2. 具体的要求

(1) 賃金

賃金改善について「開発・設計職」で月4千円以上を統一要求。賃金改善要求は2009年春闘以来、5年ぶり。産業別最低賃金については、現行水準から

3千円引き上げ、15万8千円(18歳)を要求。一時金は年間4カ月分の確保を最低とし、平均で年間5カ月分を求める。

デフレ脱却の兆しが見え始めた中で、物価上昇が組合員の生活に影響を及ぼし始めている状況などから、「賃金決定の3要素(生計費、生産性、労働市場)」の分析に加え、「人への投資」の観点から、賃金体系維持を図ったうえで賃金水準の改善を求める。賃金格差や賃金水準の動向についての課題を把握し、水準の是正や格差改善の取り組みを推進する。一時金については、業績に見合った適正な配分を求める。

(2) 正規労働者に関する取り組み

非正規労働者は同じ職場で「ともに働くパートナー」であるとの立場に立ち、電機産業で働くすべての労働者の雇用の安定と労働条件の底上げの観点から非正規労働者に対する取組みを進める。同一価値労働=同一賃金の観点から働き方の多様化に対応した、均等・均衡処遇の実現を目指す。

J A M

1. 基本方針、産別の重点課題

賃金の低下や非正規労働者の増大による賃金コスト削減によってもたらされてきたデフレ経済からの脱却と、物価上昇に対する実質賃金の維持に対応する生活改善・生活防衛に取り組む。日本のものづくりと公正取引を実現する取り組みを進める。賃金カーブのあり方や中小企業を取り巻く公正取引・価格転嫁問題など、今回の要求と交渉を通じて明らかになる課題を、将来にわたっての労使の共通認識として取り組む。

2. 具体的要求

(1) 賃金

賃金構造維持分に加える賃金水準の引き上げ額については、過年度物価上昇分と生活改善分を勘案して4500円。率にすると、過年度物価上昇率1%プラス生活改善分0.5%。是正が必要な場合にはプラス1500円以上。企業内最低賃金協定の基準額は15万6000円(18歳)。一時金は最低到達基準として年間4カ月、平均で年間5カ月基準を要求する。すべての労使が、現状において負うべき社会的役割を認識し、個々における賃金水準目標の設定と、その実現を中長期に目指していく取り組みを続ける。月例賃金における賃金改善分を含むベア要求に取り組む。

(2) 非正規労働者に関する取り組み

有期労働契約について「JAMの取り組み指針」に

基づいて取り組みを進める。①正社員転換制度②無期転換後の労働条件の整備等③無期転換の申し込み権に関する周知④その他法令順守に関する事項の周知⑤均等・均衡待遇の実現に向けた取り組みの強化⑥組合員化の促進

派遣労働者については、派遣契約の内容、労働条件、派遣元における社会保険の加入状況など「派遣労働者の受け入れに関する協定基準」に準じた点検活動を強化する。改正労働者派遣法を踏まえて、マージン率の開示等「JAMの取り組み指針」に基づく取り組みを強化する。

基幹労連

1. 基本方針、産別の重点課題

デフレ経済からの脱却を確実なものとするために、正規・非正規に関わらず、働く者すべての所得と生活水準の低下に歯止めをかけ、経済成長と所得向上を同時に実現する。そのために、賃金改善によって働く者すべての実質生活を守るとともに、成長成果を適正配分することによって消費マインドを改善し、個人消費の拡大によって国内経済の活性化を促す取組みを積極的に進める。

2. 具体的要求

(1) 賃金

2年単位での取り組み。賃金改善要求は、2014年度3500円、2015年度3500円を統一要求。企業内最低賃金の水準は15万6000円(18歳)。一時金は、年間5カ月分以上を基本とし、要求方式ごとに決定。

月例賃金は生活の安心・安定の源泉に位置づけられるものとして、人への投資としてもっともふさわしい。可処分所得の減少が進行し、家計は厳しさを増す中で、賃金改善により実質生活を守り、安心感・安定感を高めることで消費マインドを改善し個人消費の拡大を引き出す。

(2) 非正規労働者に関する取り組み

直接雇用の非正規労働者については、労働条件の均等・均衡待遇の取り扱いを基本とし、賃金改善要求を踏まえた改善に取り組む。労災通災付加補償について、同じ職場で働く者の補償に差異があってはならず、同等の取り扱いを求める。

派遣労働者については、現下の法改正を注視するとともに、コンプライアンス徹底と受け入れに関する労使協議の充実・定着化をはかる。

*参考資料:各産別中央委員会議案書及び、ウェブサイト